

社会福祉法人宏仁会 役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏仁会（以下「法人」という。）の役員等（理事長並びに業務執行理事を除く。以下同じ。）及び評議員選任・解任委員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬は、次の各号に掲げる役員等が、当該各号の業務に従事した場合に支給するものとし、その額は、日額10,000円とする。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 理事・監事・評議員 | 法人運営の業務に当たったとき |
| (2) 評議員選任・解任委員 | 評議員選任・解任委員会に出席したとき |
| (3) その他前一号に準ずる者 | 理事長が必要と認める業務に当たったとき |

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、役員等及び評議員選任・解任委員が、職務のため旅行する場合の旅費とする。

- 2 役員等及び評議員選任・解任委員に支給する費用弁償の種類、額、支給方法等については、社会福祉法人宏仁会役員等旅費支給規程による。

附 則

この規程は、平成27年7月11日から施行する。

平成29年1月14日 一部改正

平成29年12月23日 一部改正

社会福祉法人宏仁会 業務執行理事報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宏仁会（以下「本会」という。）の業務執行理事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤の業務執行理事の報酬は、別表1に基づき、職務、経験等を勘案し、評議員会の決議により定めた月額に、社会福祉法人宏仁会職員給与規程（以下、「給与規程」とする）に定める各種手当のうち、役職手当、通勤手当、住宅手当、賞与を加算した額を支給する。

2 非常勤の業務執行理事には、月額報酬として50,000円を支給する。

3 報酬については、社会福祉法人宏仁会職員給与規程（以下、「給与規程」という）第3条及び、第4条、第5条の規定を準用する。

4 報酬については、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、職務のため旅行する場合の旅費とする。

2 費用弁償の種類、額、支給方法については、社会福祉法人宏仁会役員等旅費支給規程を適用する。

(退職金)

第4条 常勤の業務執行理事が退職又は死亡退職した場合は、給与規程第26条を準用し退職金を支給する。

2 退職金の額は、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成29年9月23日に制定し、平成29年6月17日に遡って施行する。

2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人宏仁会常勤役員報酬規程は廃止する。

役員報酬の報酬金額及び総額

区分	金額	総額
理事	10,000円(日額)	7,112,000円
常勤の業務執行理事	評議員の決議により定める	
非常勤の業務執行理事	50,000円(月額)	
監事	10,000円(日額)	160,000円